

志賀原子力発電所 2号機 低圧タービン羽根損傷に伴う 日立製作所に対する損害賠償請求訴訟の訴状提出について

平成21年5月26日
北陸電力株式会社

当社は、本日、志賀原子力発電所 2号機の低圧タービン羽根の損傷に伴う株式会社日立製作所に対する損害賠償請求訴訟を提起（訴状を東京地方裁判所に提出）しましたので、お知らせいたします。

「訴訟提起の決定」については、昨日(5月25日)、以下のとおりお知らせ済み。

当社は、志賀原子力発電所 2号機の低圧タービン羽根の損傷について、株式会社日立製作所に対して、損害賠償を求める訴訟を提起することを決定いたしました。

< 提起する訴訟の概要 >

- 1 相手方 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号
株式会社日立製作所
- 2 請求内容 志賀原子力発電所 2号機の停止に伴う火力発電所焚き増し費用等
総額 2 0 2 億円および法定利率による遅延損害金
- 3 提訴先 東京地方裁判所

以 上